

## 声明 日本学術会議の法人化に反対する

2025年2月15日

民主主義科学者協会法律部会第27期理事会

この1月に始まった通常国会で、政府は新たな「日本学術会議法」を制定しようとしています。すでに「日本学術会議法案（仮称）の概要」（以下、「概要」）と題する政府文書が、報道機関等を通じて伝えられています。新たな法案は、国の公的な機関として政府に対して独立して科学的助言を行ってきた日本学術会議（以下、学術会議）を廃止し、「特殊法人」に組織変更しようとするものです。

学術会議は、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」として設立され（日本学術会議法前文）、その目的を「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」とし（同法2条）、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」を独立して行うことを職務としています（同法3条）。そして、そのような目的と職務を果たすために、政府に対する勧告権が付与されています（同法5条）。学術会議は、これまでその職務を全うしてきました。

学術会議の「協力学術研究団体」である本学会は、現在の法人化問題について強い関心を持っており、法案が確定された際には、これを法律学の立場から全面的に検討し意見を述べることを検討していますが、現時点において、「概要」に見られる以下2つの懸念点から、この「概要」に基づく法案の策定に反対します。

1. 今回の法案は、現在の日本学術会議を廃止し、「独立した法人格を有する組織：特殊法人」に変更するものですが、そもそも、そのような組織変更を、学術会議の同意なしにおこなうことが可能なのか、そのような同意は、いつどのようにとられたのか、またこれからとる予定なのか、まったく不明です。このことは、「協力学術研究団体」にも知らされるべき重要な事柄ですが、現時点で、このことについての周知、連絡は一切ありません。このような手続きで学術会議の廃止にもとづく組織変更が行われることに、深刻な懸念を表明します。
2. 「概要」は、新たな学術会議の「発足時の会員の選定」を、「多様な関係者から推薦を求め、よりオープンで慎重かつ幅広い方法により行う」としていますが、これは、きわめて抽象的であり、現在の学術会議について日本学術会議法が定める「学術会議による選考」に込められた会員人事の自律性、独立性が損なわれるおそれが排除されていません。学術会議の会員人事の自律性、独立性は、「科学者の総意の下に」設立される学術会議が、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」たる上で、その根幹にかかわるものです。このような「発足時の会員の選定」方法について、重大な懸念を表明します。

その他、「概要」では、学術会議内の機関としての「監事」や、会員の選任に関わる「選定助言委員会」、活動に関わる「評価委員会」など、新たな仕組みが構想されていますが、これらが現在の学術会議を変質させるおそれがないのか、今後提案が予想される正式の法案について慎重に検討し、本学会としての意見を取りまとめることといたします。

以上の 2 点から、政府作成の「概要」に基づく日本学術会議の法人化に対して、本学会として反対の意思を表明いたします。